

《医療情報・システム基盤整備体制充実加算について》

健康保険法の診療報酬算定に基づき「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」を算定します。

受診時にご自身でマイナ保険証（マイナンバーカード）をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意されない場合は、追加のご負担が発生します。

（例：受診時にご自身でマイナ保険証をカードリーダーにかざし、特定健診情報や薬剤情報等の提供に同意していない、通常の保険証を提示した 等）

（初診時）

- ★マイナンバーカードを利用しないで初診診療を行った場合 6点(マイナ保険証利用なし)
- ★マイナンバーカードを利用して初診診療を行った場合 2点

（再診時）

- ★マイナンバーカードを利用しないで再診診療を行った場合 2点(マイナ保険証利用なし)
- ★マイナンバーカードを利用して再診診療を行った場合 加算なし

当院は診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。
正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。